

避難設備設置について

避難器具用ハッチの設置にあたっては、事前に所轄の消防署及び防災業者と良くお打ち合わせ下さい。



・・・甲種5類の消防設備士をいいます。

着工届
工事着工（10日前）までに消防設備士が、所轄の消防署に消防用設備等着工届出書を提出します。

消防法
第17条の14

設置工事

設置届
設置工事完成后（4日以内）に所轄の消防署に消防設備士が、消防用設備等設置届出書・避難器具試験結果報告書を提出します。

消防法
第17条の3の2

検査
消防竣工検査を受けます。

消防法施工規則
第31条の3の3

検査済証

消防法施工規則
第31条の3の3

